

城里農政第503号
令和7年12月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

城里町長 上遠野 修

市町村名 (市町村コード)	城里町 (083101)
地域名 (地域内農業集落名)	石塚地区 (石塚、那珂西、上泉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第5回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区の現状として、後継者不足が深刻であることから、耕作を担う人や相続する人がいないため田畠の管理ができず、また農地を手放すこともできず悩んでいる人もいる。農業の担い手が地元にいないことや、若い人が少なく継続が困難であることが問題視され、外国人労働者に対する不安もある一方で、農業をやめたいという声がある。困りごととしては、除草作業の負担が大きいことが指摘されている。所有地の除草作業が大変であることに加え、河川堤防の草刈りを誰が行うかが不明確で負担が大きい。また、農地が細かく分散して集約しにくい、農道が細くて機械が入りにくい、田んぼの水はけが悪いことも問題視されている。そして、特産品がないことや資材高騰による減収減益なども課題として挙げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で作付けされている主な作物としては、さつまいも、ナス、ネギ、水稻、生姜、そら豆、ブルーベリー、ズッキニ、梅、デントコーン、キャベツ、ゴボウ、じゃがいも、山わさび、ジャンボニンニクが挙げられる。今後耕作したい作物としては、クレソンや手間がかからないパクチー、ハナモモなどの枝物、生で食べられるトウモロコシが挙げられている。また、放棄地等に柿を栽培したいという意見もあった。気候変動に合わせた作物の検討や、暑さに強い米品種、新品种の開発、町をあげての部署づくりや市場性のある作物の導入が求められている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	370.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	370.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、都市計画区域内の用途指定区域は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就業者等を中心に拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地が分散していると受け手が確保できないため、地域の意向を把握し、農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けられるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在、本地区での基盤整備事業の計画はないが、事業を求める声は多いため、農業者や地域住民の意見を集約する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、JA、茨城県農業経営課、茨城県地域農業改良普及センター等の関係機関と連携し、新規就農者や農業法人など、多様な経営体の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

町や土地改良、中間管理機構、JA等と連携を図り、補助金の活用方法、直接支払制度の利活用広報、農機具のリースや助成、技術経営指導などを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の実施を推進する。

⑦耕作放棄地対策や農道の整備、耕作条件の改善などの対策が必要である。

⑩将来の担い手としては、地域おこし協力隊を含む新規就農者や農業法人、Uターンの中高齢者など様々な人材を期待する声があるため、担い手の誘致に取り組む。また、食育を通じて農業の大切さを学んだ子ども達も将来の担い手候補として期待がかかる。